

# 令和6～8年度長崎県介護生産性向上総合相談センター業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

令和6～8年度長崎県介護生産性向上総合相談センター業務

## 2 業務の目的

介護テクノロジーの導入・活用などによる生産性向上をワンストップで支援する「長崎県介護生産性向上総合相談センター（以下、「センター」という。）」を開設し、介護事業所に対し、業務効率化による職員の負担軽減と介護の質の向上を図るための支援を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託内容

以下の業務に関する内容・実施回数等は、1年単位のものであり、同内容を令和6～8年度の3か年実施すること。

### (1)ワンストップ型相談支援

介護事業所から、テクノロジーの導入や活用等を始めとした業務改善全般に関する相談対応を実施する。

また、他機関との連携により、業務改善に限らず、人材確保や事業所の経営面など、相談内容に応じて関連事業や実施機関を紹介する等、適切な支援につなげていく。

#### ア. 実施方法

相談受付を行う職員を1名以上配置の上、来所・電話・WEBでの相談対応を可能とする窓口を開設する。

相談対応については、個別の介護事業所のサービス内容に応じて効果的な業務改善につながるよう、適切な助言を行うこと。

また、他機関との連携による相談内容に応じた支援にあたっては、以下のエの機関を主な例とし、その他機関とも必要に応じて連携すること。

#### イ. 相談受付の拠点

・長崎市内に設けること。

#### ウ. 相談受付の期間

・原則、県の開庁日の9時～17時に対応すること。

#### エ. 連携先の例

・福祉人材センター、長崎労働局、ハローワーク、県長寿社会課など

(2) 伴走支援

業務改善の取組を実施しようとする介護事業所に対して、訪問又は Web による面談等を実施し、専門家が業務改善に関する取組手法等を助言する。

ア. 支援事業所数

- ・ 5 事業所

イ. 支援回数

- ・ 原則として、3 回以上支援すること。
- ・ 5 事業所のうち、特に重点的に支援する事業所を定め、事業所数、支援回数、手法等を提案すること。

(3) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会

ア. 概要

	介護テクノロジー普及促進セミナー・機器展示会	介護生産性リーダー養成研修会
開催回数	セミナーを 1 回	2 研修を各 3 回
受講者数	100 名程度 (想定)	各 30 名程度
開催地域	県内	県内
内容 (例)	・ 機器導入による労働環境の改善 ・ 有識者等による講演 ・ 導入好事例の紹介 ・ 機器の体験展示 (10 機種程度)	・ ICT (ケアプランデータ連携システム含む) ・ 移乗支援 (ノーリフティングケア)

イ. その他

- ・ 開催周知、会場・講師の手配、機器の運搬及び会場設営は受託者が行うこと。
- ・ 参加者アンケートを実施すること

(4) 介護テクノロジーの機器展示

ア. 概要

開催回数	1 回
開催期間	2 週間程度
実施場所	長崎県庁 (会場は県が手配)
機器数	10 機種以上

イ. その他

- ・ 開催周知、機器の運搬・保管及び会場設営は受託者が行うこと。
- ・ 会場には、機器の説明等ができる職員を配置すること。

(5) 介護テクノロジーの試用貸出

厚生労働省「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」の「介護ロボットの試用貸出リスト」の無償貸出を仲介することとする。

ア. 貸出数

- ・ 30 機器以上

(6)センターの周知

センター及び業務について、センター専用のホームページやチラシ等により、介護事業所へ周知することとする。

6 各年度満了後に提出すべき書類

- (1) 提出物 業務完了報告書
- (2) 提出期限 翌年度の4月7日
- (3) 提出方法 郵送又は持参(必着)
- (4) 提出先 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班  
(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (5) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属する。